

(別添)

令和 6 年度長崎県農薬管理指導士養成研修（更新研修を兼ねる）
及び認定試験実施要領

長崎県農業イノベーション推進室

令和 6 年度長崎県農薬管理指導士養成研修（更新研修を兼ねる）及び
認定試験を次のとおり実施する。

第 1 実施日時及び場所

1. 開催日時 令和 6 年 10 月 22 日（火） 10:00～16:00

2. 開催場所

長崎地区：長崎西彼農業協同組合 時津支店 久留里会議室
（西彼杵郡時津町久留里郷 1439-1）

県央地区：県央振興局 研修棟 研修室（諫早市永昌東町 25-8）

島原地区：島原振興局 西八幡庁舎 1 階研修室
（島原市西八幡町 8509-2）

県北地区：県北振興局 吉井庁舎 会議室
（佐世保市吉井町大渡 80）

五島地区：五島振興局 4 階 A 会議室（五島市福江町 7-1）

壱岐地区：壱岐振興局 国分庁舎 2 階会議室
（壱岐市芦辺町国分東触 678-7）

対馬地区：対馬振興局 別館 4 階第 3 会議室
（対馬市厳原町宮谷 224）

※メイン会場（長崎地区）は対面開催、サブ会場（その他地区）
はメイン会場と W E B で接続しリモート開催。

第 2 養成研修受講資格及び更新研修対象者

1. 養成研修（新規者）

次のいずれかに該当し、当該農薬取扱業者が勤務する事務所の所在地が県内にある場合に限って受講できる。

- （1）満 20 才以上の農薬販売業者又は、その従業員で、現に農薬の販売業務に従事している者のうち、実務経験がおおむね 2 年以上の者。
- （2）満 20 才以上の防除業者又は、その従業員で、現に防除業務に従事している者のうち、実務経験がおおむね 2 年以上の者。
- （3）ゴルフ場農薬作業従事者
- （4）農薬の管理使用に関して指導的立場にある者
- （5）その他知事が必要と認める者

(別添)

2. 更新研修対象者

- ・令和3年度長崎県農薬管理指導士認定者及び更新者
- ※令和6年7月に開催済みの長崎県農薬管理指導士更新研修受講者を除く
- ・令和5年度に更新研修を受講していない者

第3 養成研修（更新研修を兼ねる）及び試験内容等

1. 養成研修（更新研修を兼ねる）及び試験内容等は別紙のとおりとする。
研修受講中の退席は原則として認めない。
(長時間座席をはずした者は欠席扱いとする。)
2. 研修当日の受付時間は、9:30～10:00とし、認定試験受験者は受講番号の指定された席に必ず着席すること。
3. 更新研修は、養成研修をもって替える。

第4 認定試験

養成研修受講者について認定試験を行う。認定試験は、養成研修終了後に行い、養成研修内容を基本とした出題の筆記試験で行う。

ただし、次のいずれかに該当する者については、農薬管理指導士に準ずる者として取扱い、認定試験は免除する。

- ①全国農業協同組合連合会会長が認めた「防除指導員」
- ②全国農業協同組合中央会長が認めた「営農指導員」（但し、平成21年度以降の認証者に限る）
- ③全国農薬協同組合理事長が認めた「農薬安全コンサルタント」
- ④緑の安全推進協会会長が認めた「緑の安全管理士」

第5 受講手続き及び受付期間

1. 受講の申込書類

新規者・・・①養成研修受講申請書

○農薬販売業務又は防除業務従事する者は別記様式第1号を提出する。

○上記以外の者は別記様式第2号を提出する。

※新規者のうち試験免除者に該当する者は、上記①のほか、
②農薬管理指導士認定試験免除願(別記様式第4号)

更新者・・・③更新研修受講申請書(別記様式第3号)

2. 受講申し込みの受付期間

令和6年10月11日(金)までとし、所属している各関係団体(JA全農ながさき、農薬販売協同組合、農薬小売商組合、ゴルフ場グリーンキーパー会、日本造園組合連合会長崎県支部)で取りまとめの上、一括

(別添)

して申し込むこと。なお、上記団体に所属していない団体・個人については直接申し込むこと。

3. 研修テキスト

認定試験を受験する養成研修受講者は、「農薬概説（2024）」（一般社団法人日本植物防疫協会発行）（テキスト）を持参すること。

※テキストは書店で注文可能です（2,750 円、税込）。お近くの書店に、書名・出版社名（日本植物防疫協会：取引コード 5903）を指定してお申し込み下さい。2～3 週間程度で書店にお取り寄せ出来ます。

または、日本植物防疫協会のホームページでも直接注文できます。

<https://jppaonlinestore.raku-uru.jp/item-detail/1630986>

4. 申込み方法

受講申込書を農業イノベーション推進室みどり戦略推進班宛てに送付すること。

※関係団体は所属内の受講申請書を取りまとめのうえ申し込むこと。

5. 受験票

養成研修の 5 日前を目処に受講申込者へ直接受験票を郵送。

第 6 認定証の交付

所定の養成研修を修了し認定試験に合格した者及び更新研修受講者にあつては認定証を交付する。

第 7 その他

受講申込み、問い合わせ先

長崎県農林部農業イノベーション推進室 みどり戦略推進班

担当：濱口

〒850-8570 長崎市尾上町 3-1

T E L : 095-895-2933

F A X : 095-895-2592